

2016年 年末特別セミナー

裁判例から重要論点の理解を強化!

居住用財産の譲渡所得の特別控除(租特法35条)の基本要件である
「居住用家屋」(同条2項1号)の当否判断の在り方

平成28年

12月7日 水

14:00-16:00 (受付開始13:30)

受講料: **初回特別価格 5,000円** (資料代・税込み)

※各会員割引あり裏面をご参照ください。

会場: TAP高田馬場

(JR山手線・西武新宿線「高田馬場」駅戸山口より徒歩約3分)

定員
60名様
限定



お申込み多数の場合は、事前に締め切らせていただきます。
また、事前入金による先着順とさせていただきますので、予めご了承ください。



講師

税理士法人 タクトコンサルティング
税理士

亀山 孝之 氏

昭和58年 早稲田大学商学部卒業。

同 年 東京国税局採用。

税務署、国税庁を経て、主に東京国税局調査部において、大企業の法人税等の調査や外国法人課税等の国際課税に係る事案の調査や訴訟事務を担当(平成15年から国際税務専門官)。

平成19年 東京国税局辞職。

同 年 タクトコンサルティング入社。

税理士登録。

《主な著書》

「不動産組替えの税務Q & A」(大蔵財務協会)

「税理士なら知っておきたい事業承継対策の法務・税務Q & A」(中央経済社)

「資産家増税時代の“守りから攻め”の相続対策Q&A」

(共著:ぎょうせい)

ごあんない

表題の特別控除の特例は、納税者に身近な制度であり、税理士はその適用に係る申告を反復的に扱うことが見込まれます。ただ、納税者の利益を計ろうとするあまり、この特例が使えない家屋とその敷地の譲渡についてもこの特例を適用した申告を行い、否認される例もあります。そうすると税理士は専門家としての責任を問われることにもなりかねず、この特例の基本かつ最重要要件である「居住用家屋」について正しい理解しておくことは、そのような事態を招かないため、また、納税者に対して適用の可否や否認リスクをわかりやすく説得力を持って説明するために必要です。

このセミナーでは、最高裁判決やその後の地裁判決等における判示に基づき、「居住用家屋」の意義やその当否判断の在り方をわかりやすく整理します。

講座内容

[1] 平成元年3月28日最高裁判決

制度の趣旨を踏まえた条文の解釈により租特法35条の「居住用家屋」の意義の基本部分の確認・明確化をします。

[2] 平成25年12月26日松江地裁判決(確定)

1の判決の影響の下、「居住用家屋」の当否判断で考慮すべき観点3つと観点毎の判定の在り方を整理・確認します。

セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。

TAP実務セミナー

検索



FAXでのお申し込みは

FAX: 03-3208-6255

12月7日開催

『裁判例から重要論点の理解を強化! 居住用財産の譲渡所得の特別控除(租特法35条)の基本要件である「居住用家屋」(同条2項1号)の当否判断の在り方』受講申込書

ご記入月日		平成 年 月 日	
ふりがな			
事務所名 または会社名			
事業所または 会社所在地 ご住所	〒		
ご連絡先	TEL	FAX	
	携帯電話など必ず連絡がつく先をご記入ください。		
ふりがな		E-mail	
参加者名			
業種	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 公認会計士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 不動産鑑定士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 土地家屋調査士 <input type="checkbox"/> 中小企業診断士 <input type="checkbox"/> FP <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 証券 <input type="checkbox"/> 保険 <input type="checkbox"/> コンサルティング会社 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 住宅・建設 <input type="checkbox"/> その他()		認定区分に○印
			AFP・CFP® 番号
<input type="checkbox"/> 東京定額制クラブ会員 <input type="checkbox"/> 左記以外の会員 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> TAP実務セミナー利用券使用(No.)			

- 本書・受講申込書をコピーし、必要事項をご記入の上、FAXにてお申込下さい。「受講申込書」が届き次第参加者様宛に、折り返し「受付確認書」をFAX致します。
- お申し込み多数の場合は、事前に締め切らせて頂きますので予めご了承ください。
- **各会員割引** ※1 **無料** : 東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用
 ※2 **30%OFF** : 大阪定額制クラブ会員
 ※3 **20%OFF** : TAP実務家クラブ会員、相続アドバイザー協議会認定会員

弊社は不動産鑑定のエキスパート集団です。セミナーの休憩中、終了後に不動産鑑定士による【不動産概算評価・机上広大地判定(無料)】のご相談をお受けいたします。当日、実際の案件(資料)をお持ちいただければ、できる限り対応させていただきますので、受付スタッフまでお気軽にお申し付けください。
 ※当日中にご回答できない場合がございます。あらかじめご了承くださいませ。

〈TAP高田馬場〉

[所在地]

東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

[交通アクセス]

JR山手線高田馬場駅(戸山口)より徒歩約3分

西武新宿線高田馬場駅(戸山口)より徒歩約3分

東京メトロ東西線高田馬場駅(3番出口)より徒歩約6分

NPO法人 日本ファイナンシャルプランナーズ協会
 法人賛助会員・継続教育認定単位研修機関

TAP 株式会社 **東京アプレイザル**

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

TEL.0120-02-8822 FAX.03-3208-6255 [担当:藤江・柴田]

☎ <https://www.t-ap.jp> ✉ seminar@t-ap.jp